

社会福祉法人光徳子供学園ファンクラブ規約

(名称)

第1条 本クラブは、「社会福祉法人光徳子供学園ファンクラブ」（以下、「ファンクラブ」とする。）と称する。

(目的)

第2条 ファンクラブの目的は、社会福祉法人光徳子供学園（以下、「法人」とする。）が行う事業を後援し、児童の活動や生活環境の充実を図る。

(設立)

第3条 ファンクラブは令和7年4月1日に設立する。

(事業)

第4条 ファンクラブは次の事業を行う。

- 1 ファンクラブの会員を募り、会費を徴収して、応援するための財源を確保する。
- 2 ファンクラブの活動と法人が行う事業の概況を周知するため、ファンクラブの会報を発行する。

(会員)

第5条 ファンクラブの会員は次のとおりとする。

- 1 ファンクラブの目的に賛同する個人会員及び法人会員をもって構成する。
- 2 ファンクラブの目的に賛同し、年会費にかわり法人に対する寄付を行ったものについては、会員と認める。
- 3 会費を3年以上未納の会員は、退会したものとみなす。

(会費)

第6条 会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員の年会費は1口3,000円（何口でも可）とする。
- 2 法人会員の年会費は1口10,000円（何口でも可）とする。

(役員)

第7条 ファンクラブは、次の役員をおく。

- 1 顧問 若干名
- 2 会長 1名
- 3 副会長 若干名

- 4 会 計 1 名
- 5 幹 事 若干名
- 6 会計監査 2 名

(会長の委嘱)

第 7 条 会長は、社会福祉法人光徳子供学園理事長が委嘱する。

(役員の選任)

第 8 条 役員は、会長が選任する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会等)

第 10 条 役員は、第 6 条の役員をもって構成し、運営は次による。

- 1 会長は必要に応じて、会長、副会長及び会計による三役会議を招集して、ファンクラブが行う事業の状況及び事業の推進について協議する。
- 2 会長は、役員会の開催にあたり、必要に応じて理事長等の法人役員の出席を求めることができる。

(会計)

第 11 条 ファンクラブの会計は、次による。

- 1 ファンクラブの活動に必要な財源は、会費収入によりまかなう。
- 2 ファンクラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 3 事業及び会計報告については、会報により行う。

(事務局)

第 12 条 ファンクラブの事務局は、児童養護施設光徳子供学園に置く。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。